平成２５年（フ）第１６８号
福岡県久留米市津福本町1742番地
破産者　武田ツヤ子
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９０号
群馬県邑楽郡大泉町富士２丁目９番７号
破産者　有限会社ヴィクトワールヨシダ
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第９１号
栃木県足利市西新井町3492番地１
破産者　ワンダーズ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１５８６号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目７番地25稲葉ハイツ202号
破産者　株式会社ＺＥＲＯ　ＯＮＥ
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２５号
石川県白山市鶴来今町レ10番地
破産者　山田電気工事株式会社
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
石川県河北郡津幡町字太田ほ260番地
破産者　株式会社奥武鉄工
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
長野県駒ヶ根市赤穂4509番地
破産者　伊南電器株式会社
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２３０号
岐阜市須賀１丁目７番13号
破産者　川井　千晴
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２６２号
岐阜市西鶉６丁目51番地１　リリカル堀江303号室
破産者　黒木ひとみ
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
島根県鹿足郡吉賀町蔵木964番地
破産者　有限会社吉川建設
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第１４４号
香川県小豆郡土庄町甲1360番地18
破産者　小豆島エンジェルライン株式会社
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２０号
香川県高松市太田下町1631番地２　フォブール太田下201号室、住民票上の住所香川県高松市太田下町2424番地１
破産者　ルナこと　谷本　祐将
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６６号
埼玉県さいたま市北区本郷町1256番地83、開始決定時の住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林412番地７
破産者　日の出ベーカリーこと　浅野　哲男
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２８６号
名古屋市港区正徳町１丁目19番地　宝正徳公園ハイツ1003号、旧住所静岡市駿河区中原149番地の１　ル・シェモア中原308号
破産者　中川由美奈
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０号
大分県豊後大野市緒方町久土知1539番地
破産者　大塚　照子
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第１１９号
札幌市西区西野８条６丁目１番２号
破産者　馬場　武司
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６７号
札幌市豊平区平岸３条６丁目２番14号　寿ハイツ202号
破産者　盛　　英憲
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１号
茨城県土浦市東崎町３番７号
破産者　前田　祐一
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０５号
群馬県伊勢崎市平和町12番９号
破産者　田端　清一
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８１３号
埼玉県富士見市東みずほ台４丁目20番地27
破産者　猪股　康眞
1　決定年月日　平成25年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部